

○文部科学省防災業務計画新旧対照表

(赤字傍線部分は修正箇所)

| 修 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| 文部科学省防災業務計画 | 文部科学省防災業務計画 |
| <p>第1編 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 この計画の目標</p> <p>この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大防止についても配慮するものとする。</p> <p>(1) 学校その他の教育研究機関（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学の附属病院（以下「大学病院」という。）における患者等並びに研究開発機関等の関係機関の職員等の生命、身体の安全を図ること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> | <p>第1編 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 この計画の目標</p> <p>この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。その際、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症拡大防止についても配慮するものとする。</p> <p>(1) 学校その他の教育研究機関（以下「学校等」という。）における幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び教職員、大学の附属病院における患者等並びに研究開発機関等の関係機関の職員等の生命、身体の安全を図ること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> |
| <p>第2編 地震災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 文教施設・設備等の災害予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災機能の整備</p> <p>・災害時に学校等及び大学病院において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を</p> | <p>第2編 地震災害対策</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 文教施設・設備等の災害予防対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災機能の整備</p> <p>・災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を促進する。</p> |

促進する。

その際、学校等及び大学病院における飲料水、食料、燃料、生活必需品及び緊急医療用資材等の備蓄の整備に留意する。

・(略)

第3～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節～第4節 (略)

第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理

・災害後、心的外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保(たも)てるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

・(略)

第6節～第7節 (略)

第8節 被災者の救護活動への連携、協力

(1) (略)

(2) 大学病院の救急医療活動

・(略)

・(略)

・患者の搬送、医療チームの派遣、医薬品等の搬入に関しては、必要に応じ、緊急輸送として関係省庁に要請するなど、被災地と周辺地域の円滑な輸送が行えるよう努める。

その際、学校等における飲料水、食料、毛布、緊急医療用資材等の備蓄又は大学病院における担架及び折りたたみ寝台等の救助設備並びに避難はしご、誘導灯及び誘導標識等の避難設備の整備に留意する。

・(略)

第3～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節～第4節 (略)

第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理

・災害後、外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保(たも)てるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

・(略)

第6節～第7節 (略)

第8節 被災者の救護活動への連携、協力

(1) (略)

(2) 大学病院の救急医療活動

・(略)

・(略)

・患者の搬送、医師の派遣、医薬品等の搬入に関しては、必要に応じ、緊急輸送として関係省庁に要請するなど、被災地と周辺地域の円滑な輸送が行えるよう努める。

| | |
|--|--|
| <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 教育研究活動の再開</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒等及び教職員に対する援助</p> <p>・(略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 災害に伴う<u>特別支援教育就学奨励費</u>の交付に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4章 (略)</p> | <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第3章</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 教育研究活動の再開</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童生徒等及び教職員に対する援助</p> <p>・(略)</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 災害に伴う「<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）</u>」による<u>就学奨励費負担金及び交付金</u>の交付に関すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4章 (略)</p> |
| <p>第3編 津波災害対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童生徒等の安全対策</p> <p>・(略)</p> <p>・<u>強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠い地震、火山噴火等による津波</u>が発生するおそれがある場合、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、</p> | <p>第3編 津波災害対策</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童生徒等の安全対策</p> <p>・(略)</p> <p>・<u>遠方において地震が発生した等、一定の時間を経て津波災害</u>が発生するおそれがある場合、臨時に授業を行わないこと等の措置を適切に講じ、児童生徒等</p> |

| | |
|---|--|
| <p>児童生徒等及びその保護者に当該措置が確実に伝達されるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p>第3章・第4章 (略)</p> | <p>及びその保護者に当該措置が確実に伝達されるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p>第3章・第4章 (略)</p> |
| <p>第4編～第6編 (略)</p> | <p>第4編～第6編 (略)</p> |
| <p>第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、地震災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 <p>この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等について<u>は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品等の備蓄の量</u>に特に配慮する。</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 施設の管理又は運営に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置 | <p>第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略)</p> <p>第1節 地震防災体制の整備</p> <p>第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、地震災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 <p>この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等について、<u>主要食糧</u>、生活必需品、医薬品等に特に配慮する。</p> <p>第6・第7 (略)</p> <p>第8 施設の管理又は運営に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、地震が発生した場合に生じる可能性のある火災等を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置 |

| | |
|--|--|
| <p>に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p>第9 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> | <p>に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して計画に明示するよう、指導及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) <p>第9 (略)</p> <p>第3節・第4節 (略)</p> |
| <p>第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第1節 防災体制に関する事項</p> <p>第1 文部科学省等における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) <p>※1 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード(以下「M」という。)6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)が気象庁から発表される。</p> <p>これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。</p> <p>※2 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要 | <p>第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第1節 防災体制に関する事項</p> <p>第1 文部科学省等における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(略) <p>※1 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード(以下「M」という。)6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報(調査中)が気象庁から発表される。</p> <p>これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。</p> <p>※2 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第4 物資の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要 |

な食料・飲料水・燃料・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等を加えたこれらの備蓄の量について特に配慮する。

第2節 (略)

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1 (略)

第2 対策をとるべき期間等

・都府県、市町村及び学校等において、先発地震後に前項の臨時情報が発表されている間、後発地震に対して警戒・注意する措置をとるものとし、その内容を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

(削る)

な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、主要食糧、生活必需品、医薬品等について特に配慮する。

第2節 (略)

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1 (略)

第2 対策をとるべき期間等

・都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

・都府県、市町村及び学校等において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

| <p>第3・第4 (略) 第4節～第6節 (略)</p> | <p>第3・第4 (略) 第4節～第6節 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|--|-------|-----|-------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|-----|
| <p>第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第1節 防災体制に関する事項 第1～第3 (略) 第4 物資の備蓄</p> <p>・学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・<u>燃料</u>・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。</p> <p>この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、医薬品等<u>を加えたこれらの備蓄の量</u>について特に配慮する。</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> | <p>第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略)</p> <p>第1節 防災体制に関する事項 第1～第3 (略) 第4 物資の備蓄</p> <p>・学校等において、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資の備蓄計画を作成し、計画に明示するよう、指導及び助言を行う。</p> <p>この場合において、寄宿舎を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、<u>主要食糧、生活必需品</u>、医薬品等について特に配慮する。</p> <p>第2節～第6節 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>参照1～参照6 (略)</p> | <p>参照1～参照6 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領 1～3 (略) 別紙1～3 (略) 参考1 震度別の非常参集体制</p> <table border="1" data-bbox="143 1150 815 1358"> <thead> <tr> <th>地震の規模</th> <th>南関東</th> <th>南関東以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度5弱</td> <td>第1次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度5強</td> <td>第1次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度6弱</td> <td>第2次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度6強以上</td> <td>第2次</td> <td>第2次</td> </tr> </tbody> </table> | 地震の規模 | 南関東 | 南関東以外 | 震度5弱 | 第1次 | 第1次 | 震度5強 | 第1次 | 第1次 | 震度6弱 | 第2次 | 第1次 | 震度6強以上 | 第2次 | 第2次 | <p>参照7 文部科学省地震発生時非常参集要領 1～3 (略) 別紙1～3 (略) 参考1 震度別の非常参集体制</p> <table border="1" data-bbox="1151 1150 1823 1358"> <thead> <tr> <th>地震の規模</th> <th>南関東</th> <th>南関東以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度5弱</td> <td>第1次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度5強</td> <td>第1次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度6弱</td> <td>第2次</td> <td>第1次</td> </tr> <tr> <td>震度6強以上</td> <td>第2次</td> <td>第2次</td> </tr> </tbody> </table> | 地震の規模 | 南関東 | 南関東以外 | 震度5弱 | 第1次 | 第1次 | 震度5強 | 第1次 | 第1次 | 震度6弱 | 第2次 | 第1次 | 震度6強以上 | 第2次 | 第2次 |
| 地震の規模 | 南関東 | 南関東以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度5弱 | 第1次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度5強 | 第1次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度6弱 | 第2次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度6強以上 | 第2次 | 第2次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震の規模 | 南関東 | 南関東以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度5弱 | 第1次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度5強 | 第1次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度6弱 | 第2次 | 第1次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 震度6強以上 | 第2次 | 第2次 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|--------|-------|--|--|
| <p><u>ただし、首都直下地震（東京 23 区内で震度 6 強以上となる地震）の場合は、第 3 次参集体制とする。</u></p> <p>参考 2 （略）</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 228 1346 272">首都直下地震</td> <td data-bbox="1346 228 1583 272">第 3 次</td> <td data-bbox="1583 228 1821 272"></td> <td data-bbox="1821 228 2128 272"></td> </tr> </table> <p>参考 2 （略）</p> | 首都直下地震 | 第 3 次 | | |
| 首都直下地震 | 第 3 次 | | | | |
| <p>参照 8 首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7. 名簿の作成</p> <p>非常時優先業務を持つ課室は、非常時参集要員（代理、暫定代理を含む。）の氏名、役職名、住所、<u>認証用携帯の</u>電話番号及びメールアドレスを記載した名簿を作成し、人事異動に伴い見直しを行う。</p> | <p>参照 8 首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7. 名簿の作成</p> <p>非常時優先業務を持つ課室は、非常時参集要員（代理、暫定代理を含む。）の氏名、役職名、住所、電話番号及びメールアドレス <u>（自宅及び携帯電話）</u> を記載した名簿を作成し、人事異動に伴い見直しを行う。</p> | | | | |